

【1996年6月】医療法の一部改正について(答申)

社会保障制度審議会

平成8年6月

厚生大臣 菅 直人殿

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一

医療法の一部改正について(答申)

平成8年6月7日厚生省発健政策92号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の医療法改正案は、急速な人口高齢化に伴う医療需要の増大と変化に対応し、療養型病床群を身近な医療機関である診療所にも拡大設置して医療と福祉の実質的な接合を図ること、また、患者の大病院集中化に伴う弊害を排除して日常生活圏において地域医療を完結させることができるように地域医療支援病院を設け医療施設間でのより積極的な相互連携のとれた供給体制に整備すること、以上を骨子としたものである。

本審議会は、平成7年勧告において21世紀を展望しつつ健やかな生活を確保するために医療制度等の医療保障の抜本的な改革の必要性を強調し、医療施設体系のあり方についても生活の質に配慮した施策の展開を訴えているが、本改正案は、この趣旨にも沿ったものであり、その方向性を基本的に了解する。

ただ、今回の改正が真に実のあるものとなるために、以下の諸点に配慮し、実現に向けて適切な方策を検討し推進していくように要望する。

- 1 地域医療支援病院を含む地域医療システムとして完結されるものの具体像を明確にし、これを地域住民を含む関係者・団体に広く周知させるよう望みたい。
- 2 患者の大病院集中化の傾向を抑え、この流れを変えることは、これまでの経験からみて至難の業である。医療関係者の適切な対応への誘因を与え、情報提供等を通して国民の理解を深める等、不断の努力が望まれる。
- 3 有床診療所を活用して療養型病床群を設置するためには、必要な療養環境条件の整備等についてかなり強力な支援策をとりその機能を充実していくことが必要である。その方策については関連諸政策への影響等をも考慮して、早急かつ慎重な検討が必要である。